

初期府県議会における教育費論議

—明治14・15年京都府会—

奥 田 修 三

- 1 はじめに
- 2 明治13年の医学校費論議
- 3 明治14年の教育費論議
 - (1)師範学校費及附属小学校費
 - (2)中学校費
 - (3)医学校費
- 4 明治15年の教育費論議
 - (1)師範学校費
 - (2)中学校費—Ⅰ
 - (3)医学校費
 - (4)中学校費—Ⅱ
- 5 まとめ—自由民権期の教育費論議

1 はじめに

明治初期以降の近代学校教育の展開において、「学制」制定以降、初等教育＝小学校教育と高等教育の形成は顕著なものがあつたが、中等教育の展開は、必ずしもそれにテンポを合わせたものではなかつた。「学制」は大学区—中学区—小学区を定め近代学校教育制度の出発点をなしたが、「中等教育は国家権力の指導と統制による制度化が比較のおそく、諸学校令まで国家教育の立場から積極的に制度化されなかつた⁽¹⁾」。

「学制」では「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ユル所ナリ」とされ、「学制」に代つて1879（明治12）年9月に制定された「教育令」では、中学校は「高等ナル普通学科ヲ授クル所トス」とされ、各府県にその設置が要請されている⁽²⁾。1881（明治14）年7月に「中学校教則大綱」と「中学校通則」が出され、より具体的に中学校は「高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ、中人以上ノ業務ニ就クカ為メ、又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メニ必須ノ学科ヲ授クルモノ

初期府県議会における教育費論議（奥田）

トス」とされ、中流以上の子弟のための教育と高等教育機関への進学課程と中学の目的を2つに分けた。またこれにより中学校は初等科4年、高等科2年の6年制とし、土地の状況により、高等中学科を置かずに文科、理科や農業、工業、商業等の専修科を置くことができるとした。このような法制化の進展によって、形態も内容も多様であった明治初期の中学校が統一整備されることになった。⁽³⁾この時期の中学校の設立状況（校数および生徒数）は第1表のようである。⁽⁴⁾

第1表

	明治7	明治10	明治12	明治13	
公立中学	11	31	107 (7,786人)	137	公・私計 12,256人
私立中学	21	358	784 (32,243人)	50	

京都府の中学設立経過は次のようである。⁽⁵⁾1870（明治3）年国学、漢学、理学の3局をもつ「京都府中学」が創立されたが、学制発布により「仮中学」と改称され、1873（明治6）年7月「新町校舎」新築移転により、英学、独乙学、数学及び立生（和漢学）の4教場（学校）併立の仮中学となった。1876（明治9）年独乙学校は京都府療病院の所管となり（のち医学校となる）、仮中学は英学、数学、立生の3科をもつ普通中等教育の機関となった。1879（明治12）年5月「京都中学教則并課業表」が制定され、仮中学は4年制の「京都中学」となった。「中学教則」では、「该校ハ諸科専門学ニ入ラント欲スル者ニ普通ノ学科ヲ教授スルヲ旨趣トス」（第1章）とし歴史、地理、英語、数学、物理、化学、修身学、経済学、博物学、文章学、画学、記簿法、作文などの科目を置いた。⁽⁶⁾同年独乙学校を廃して医学予科学校がおかれた。1881（明治14）年7月発布の「中学校教則大綱」により「中学規則」を改正、初等科4年、高等科2年に改めた。同時にこの年、中学校の経費を地方税の支弁とし、従来、府庁属官が兼務したのを、専任の助教諭及び監事をおき、1882（明治15）年1月はじめて校長を置き、今立吐醉を任命した。

京都における私学については、1875（明治8）年創立の同志社英学校（明治

初期府県議会における教育費論議（奥田）

9年6月同志社規則）があるが、明治8年創立の天橋義塾、明治14年創立の南山義塾、愛民義塾等がある。各年『文部省年報』中の「京都府年報」により公私各学校の教員数、生徒数などを示す第2、第3表を掲げておく。

第2表（『文部省第八年報』明治13年）

	所在地	公私	創立	学期	教員		生徒	
					男	女	男	女
中学校	上京区下立売釜座	公	明治12年	4年	16人		266人	
女学校	同 上手町	公	〃 4 〃	3	12	6		147
天橋義塾	与謝郡中ノ町	私	〃 8 〃	4	3		87	

第3表（『文部省第十年報』明治15年「京都府年報」）

名称	所在地	創立	学期 年数	授業 日数	教員 (男)	在籍 生徒 数	日々 出席 平均数	卒業 生徒	1ヶ年 授業料 総額	歳費金額	学校長 (設立者)
京都府 中学校	上京区下 立売釜座	明治 12年	6年	289	15	178	153	5	円 721,720	円 8,397,797	今立吐醉
南山義塾	綴喜郡三 山木村	〃 14〃	3年半	267	2	54			円 108		中島外成
愛民義塾	〃 大住村	〃 14〃	4年	224	1	20			円 54,900		安木敬三
天橋義塾	与謝郡 中ノ町	〃 8 〃	4年	266	2	92			円 138,20		栗飯原 曦光

(注) 上表には、同志社や「盈科義塾」(南桑田郡)などがのせられていない。

以上のような明治初期の中学校制度の展開とともに、同期の地方教育財政制度の変遷状況をもあらかじめみておきたい。⁽⁷⁾

1871(明治4)年廃藩置県、「県治条例」の公布により府県制度の整備が図られ、1873(明治6)年の「府県金穀出納順序」、1875(明治8)年の「府県税費途概目」により府県の予算制度と地方財政の確立が計られた。1873(明治6)年の「地租改正条例」の公布により、国税の根幹としての地租が確立され、「府県限り取立税金」を土地限りの道路・橋梁の修理、小学費用、邏卒入用などの地方費にあてることにされた。1874(明治7)年これは「賦金」と改称され、雑税の整理により国税と府県税の分化がすすみ、国税は地租を根幹として営業税・間接消費税よりなり、府県税は民費を主たる収入とし、ほか賦金・

雑税よりなり、区町村費は民費によるという収入体系ができあがった。⁽⁸⁾

1878（明治11）年7月の三新法一郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則の公布により、「従前府県税及民費ノ名ヲ以テ徴収セル府県費、区費ヲ改メ更ニ地方税トシ」同時に「地方税ヲ以テ支弁スベキ費目」として、警察費、「府県立学校及小学校補助費」「病院及救育所諸費」など12費目が定められた。各町村限および区限の入費は協議費をあて、地方税をもって支弁すべからずとされた。この改革は徴収権の強化と税源の確保をはかり、収支運営をほとんど専ら府知事・県令の裁量にゆだねることになった。

府県会規則はこれまで地方民会として府知事・県令によって各地に開設された府県会に一定の準拠を与えたものである。毎郡区5人以下を選出、被選挙資格は満25才以上の本籍をもち、満3年以上居住、地租10円以上、任期4年、2年ごと半数改選。府県会の権限は地方税すなわち府県税をもって支弁すべき経費の予算およびその徴収方法を議定するにある。議案の発案権は府知事・県令が握り、議決事項も府知事・県令の認可をまっしてはじめて施行される。府県会は地方税をもって支弁すべき費目については費目自体の削除は行えないが、予算額の増減、事業事務の可否、伸縮および存廃を議決しうる。また府県会はその議決を府知事・県令に議会の意見として上申するに止まらず、議会の議決としてその施行を要請しうるし府知事・県令の意見をもってこれを改変できない。ただ府知事・県令が議決を認可すべからずと思慮する場合は、その事由を内務卿に具状してその指揮を請うる。「府県会は地方税予算に関して不完全ながらも、議決機関としての作用を営んだのである」。⁽⁹⁾

府県会規則による京都府会は、明治12年3月30日開会した。議員定数は毎郡区5人以下と定めて選出議員55人、内京都市（区部）は10人であったが、明治14年郡区部会規則がつくられた時、区郡選出議員数がほぼ同数となった。⁽¹⁰⁾明治14年度は区部（京都市）44（上京20、下京24）、郡部46、計90が定数であった。

この小文では以上のような政府の教育制度や地方行財政の整備が進行するなかで、明治14、15年、京都府会でのとくに地方税支弁の教育費予算審議において、どのように問題をとりあげ教育論が論議されたか、その実際と性格を明らかにしたいと思う。とりわけこの時期は自由民権運動が発展したが、それと府

会教育費論議がどのようにかかわったかを検討したい。

2 明治13年の医学校費論議

明治13年5月開会の京都府会では、翌明治14年に元老院議員として転出するまで、10年間に亘って在任した榎村正直知事と西川義延、伊東熊夫らの民権派議員らとすどく対決した。とくに5月22日の知事の「⁽¹¹⁾地方税追徴布達」をめぐって「いかなる場合にも議決を経ない地方税の追徴は違法である」として徹底的に対決した。そしてついに府側の布達撤回を実現したが、この府会の闘争は府下民権運動の急速な展開を促す契機をつくった。明治13、14年の府会議案審議では、警察費などの大幅削減、使途不明項目の明確化、土木費勸業費の拡大要求などが主張された。明治14年もまた地方税不足補充法をめぐる問題で知事と議会は対立したが、府会内部の対立一綴喜郡を中心とする南山城諸郡の議員と丹波南桑田郡選出議員との対立一もあらわれ、知事対議会という構図が変化して⁽¹²⁾くる。

明治13年の府会は上記のように、地方税追徴布達問題で激動したが、教育費審議では、次のような状況がみ⁽¹³⁾られた。13年度は地方税支弁は医学校費（府立学校費中の医学予科学校諸費）であった。第3次会での修正案（6,566円—内訳講堂生徒寮門番所等建築費1,500円、教官10人分給料3,960円、修繕費70円、書籍機械費400円他—）をめぐって、翌14、15年度にはもっと強く主張された廃棄説が出されている。そのいくつかをみてみよう。「元来予科医学ノ如キハ全ク廃棄ニ付シ度キ精神ナレトモ」現に区費生がいるので学生卒業までは地方税で支弁する（73番伊東熊夫）。「今日医学生徒ニ関スル費用ヲ地方税デ支弁スル理由之ナク、……三十番ハ此ノ学校ハ是非有用ナルト述フレトモ、進デ人民不覇独立ノ氣力ヲ有セハ斯クノ如キ医学校ハ不用ナリ。唯本員ハ貧民ヨリ課金シタル地方税ヲ以テ支弁スルヲ憂フルノミナリ」（47番西川義延）。採決では2つの修正案も廃棄説（賛成13）も原（修正）案のいずれも否決され、修正委員を選出して再度修正案を作成することになった。また3,300円の外国人教師ルールレーマンの給料審議では56名の賛成で廃棄しているが、30番田辺信成の「此貴重ナル地方税ヲ以テ支弁スヘキモノヲ府知事カ専断シ会議ニ付セスシテ結約

初期府県議会における教育費論議（奥田）

シタル理由ヲ府庁ニ伺ヒタシ」と質問しているが、議会にはからず成約したことに反対した解任であった。地方税追徴布達事件をめぐる知事と議会との対決が当然こうした発言に関係していると思われるが、7月1日に修正原案は33名の賛成で可決された。

97番山本覚馬は「医学ハ尚ホ間接ニ於テモ社会ニ益スル所ニアルナリ。然ルニ今僅々タル金員ヲ減スル為ニ数年過折シ所ノ事業ヲ半途ニシテ廢スルトセバ、……自前些少ノ金額ヲ減スルノ利ニ惑溺シ遠大ノ利ヲ損亡スル。……大ニ開明進路ノ隙碍ヲナスニ至レリ。本員ハ飽マデ原案ニ賛成ス」とのべている。33番吉井省三は「本員ハ飽迄廢案セント要ス。縦令善良ノ醫師ヲ養成シ得ルモ必ス帰郷シテ田舎ニ止リ医業ヲ営ムナク他国ニ移住シ其田舎ノ病者ヲ医シ其病者ヲ救フ等甚ダ渺カルヘシ。然ラハ僅々タル京都ノ地方税ヲ以テ全国ノ益ヲ補助スルニ等シ。本ヨリ是等ノ如キ項目ハ全廢シテ可ナリ」とした。

上記のような13年府会での医学校費論議では、地方税支弁に反対する論議は必ずしも明確でない。地方（郡部）に居住して医師とし働く保障のないものを地方税で養成する必要はない、府民にとって有用でないという実利主義からの反対論や、知事の人事専決への批判から外国人教師給与削除などみられるが、原案賛成の山本覚馬の所論の方が妥当である。これら全体を医学教育論として整理するのはむずかしい。

3 明治14年の教育費論議

明治14年度からは、医学校費のほか中学校費、師範学校費もすべて地方税支弁とされ、教育費各項について様々の議論が行われた。府会に「下附」された教育費予算は次および次々ページ(14)のようである。

(1) 師範学校費及附属小学校費

明治8年2月仮中学内に小学を設け、翌9年5月に師範学校として別設され、この14年度から地方税支弁となった。審議では貸費生に関する事、教員人数、小使人数の減員修正案が出されたがいずれも否決、校舍修繕費は減額修正されたが、6月3日には全体として可決された。次にみる中学校費、医学校費(15)のような廃棄説が全然ないのは、協議費による区町村小学校は強迫性をもつ

初期府県議会における教育費論議（奥田）

○府甲第6号議案 教育費之内師範学校並附属小学校新設費

1. 金	6,240円37銭 8厘	}	区ノ部	1,772円49銭 8厘
			郡ノ部	4,467円88銭
内	5,457円25銭 8厘		師範学校費	
	3,564円		俸給	
	299円 8厘		給料	
	50円		旅費	
	53円75銭		生徒試験及賞与金	
	1,300円		校費	
	190円50銭		営繕費	
	783円 2銭		同校附属小学校費	
内	400円		書籍器械備付費	
	383円12銭		営繕費	

○府甲第6号議案 教育費ノ内中学校費

1. 金	8,464円21銭 4厘	}	区ノ分	2,680円05銭 4厘
			郡ノ分	1,688円87銭 5厘
			取入金	2,549円27銭 5厘
			生徒学資 及書籍見料	1,146円01銭 (中学資本金30,917円78銭 7厘ニ対スル1ヶ年利子)
内	5,316円		俸給	
	483円70銭		給与	
	50円		旅費	
	977円50銭		外国人諸費	
	1,059円12銭 5厘		校費	
	100円		生徒賞与金	
	7円20銭		生徒試験費	
	470円68銭 9厘		営繕費	

ているが、民衆自身のための教育として承認されており、そのための教員養成学校費として府会でうけとめられたからであろう。翌15年度でも師範学校費はほとんど議論なく可決されている。

(2) 中学校費

中学校費では廃棄説、維持説が対立した。中村栄助（下京）、吉井省三（上京）らを中心に廃棄説が主張されたが、中村は①「抑之ヲ廃棄ニセント欲スル

○府甲第6号議案 教育費ノ内医学校費

1. 金 5,930円15銭	} 区ノ分 1,590円65銭2厘 郡ノ分 4,009円49銭8厘	
		収入金 330円
内 4,410円		俸給
544円90銭	給与	
100円	旅費	
25円	生徒勉勵賞与金	
673円	校費	
177円25銭	營繕費	

モノハ、本年度ハ地方税ノ金額余程多額ニ及ヒ、実ニ地方税ノ財政困難ト云フヘキ場合ニシテ他ノ費目についても減少したい、②中学校は明治3年いらいあるが成果が少ない、③1ヶ所位では教育は行き届かない、郡区に中学校を建てよ、④綴喜郡には私立学校があり、また同志社英語学校がある、中学のみを地方税をもって補助するのは他校に対して不公平である、⑤一般地方税を費やし永続させるには、専門学校を建てよ、⑥警察費は廃止しえぬ、「教育ナルモノハ改良ニヨリ、改良ハ教師ニアリ」。監獄費と庁舎修繕費は本年より地方税負担となった「下民ニ於テ随分苦シ訳ナリ。行政上ニ於テ差支ナキモノヲ廢シテ地方税ヲ減スルトキハ府下一般満足スルナリ」と主張した。

維持説を主張したのは浜岡光哲（下京）、田中源太郎（下京）らであった。

①中学校の成果は創始の時にくらべると余程進歩している。特に14年度より事務と教育を分けて大いに改善される。これまで「官費」で維持したので府庁属官が教員を兼ねるといふ弊があつたが、地方税支弁になれば事務と教員が分離され、教育の改良が可能となる（浜岡）。①中村議員の主張のように各郡区で「人民中銘々ニ興スコトニ立至ラバ」地方税を出す必要はないが、私塾の現況からみれば私塾は設備も悪く成果は期しえない。②この中学がなければ小学卒業の子弟の教育の方法がない。③維持の恒久的方法として地方税による必要がある、「此儘ニシテ地方税ニヨラザレバ教育ノ弊」がおこる。一時の姑息論で貴重の「教育場処」を廃するのは、人民に対して「失敬」である。「是迄ノ如ク官吏ノ余暇ヲ以テ教ユル如キ姿ニテハ」教育は振起しない、故に本年より

「官吏ノ助ヲ借ラズ地方税ヲ以テ十分ナル中学ヲ興シタシ」（浜岡）などが論拠であった。

廃棄説の中心は、地方税の負担過大ということであった。浜岡光哲は地方税支弁費目16項目のうち教育費が置かれているゆえ、是非中学校費をその中に入れよと主張したが、「実ニ人民ノ堪フル所ニ非ズ」（2番中村栄助）とし、地方税支弁不可ならば従来のように「官費」と寄附金により維持するという府庁の答弁があるから、「目今ハ物価騰貴ノ折柄ニ付、人民ノ難渋スル場合モ回顧セサルヲ得ズ……忽チ地方税中ニテ六千余円ヲ軽ム事ナレバ是非廃案ニシタシ」（54番吉井省三）、「本年ハ地方税多額ニ及ビ、従来二十万ノ額ガ四十万ニモ上リタルコトニ付、維持ノ立ツヘキハ延シタキナリ」（21番古川吉兵衛）などの見解がみられた。

以上の討論のあと、5月10日中村栄助の廃棄説は賛成23人で否決、二次会開くべしが27人で可決された。6月3日の二次会では、俸給減額修正案（5,796円を5,316円に）も原案もともに否決、需要費、生徒給費（給費は貧なるための学資でなく、小学中の優秀なものへの給費となっている。貸費に改め地方税より出したいと浜岡が主張）その他各項目が審議されたが、各項目とも賛成反対が入り乱れた。当初から原案支持を主張していた浜岡光哲は一転して廃棄賛成をとなえた。浜岡は「本員ハ一次会、二次会ニ於テハ真正ノ中学ヲシメント欲シ衆議ヲ排シテ原案ヲ維持シタレトモ、満場減額、廃棄ノミニシテ改正ニ覚束ナシ。……地方税ヲ受ル以上ハ充分ニ改正シ可シト思ヒシモ斯クノ如クナリテハ最早力ノ及ブ所ニ非ズ、ヨツテ全廢シタシ」、廃棄した方が「別ノ面白キ方法モタツ」とのべた。中学校が地方税を受けたため、かえっておかしな物となるのは不本意、むしろ全廢したい（11番石川三郎助（下京））。維持説主張の8番田中源太郎（下京）も、これまでの慣習で、巡査・監獄・庁舎費等を減額するのと同視し、「発言者中一言モ教育ノ有益ナルコトニ論及セシヲ見ズ。其教育ノ点ニ意ナキコトヲ知ルヘシ。然ルヲ反省ノ念慮ナクシテ」三次会開く意味なしとして、一転廃案を主張した。6月8日三次会開くべからずが35人の賛成で可決され中学校費の廃案がきまった。6月15日の府会で再議が提案され、維持・廃棄両説が繰返された。地方税支弁による改良は覚束ない、支弁せぬ方

がよい（吉井）、「本員ノ精神ハ一学校ニ止マラズシテ其教ヲ殖シタシ。且ツ私立ニスレバ幾分カ経費ヲ減スルナリ。再三変説スルモ其ノ廃スベキ理ノ勝ルアルヲ以テナリ」と私立学校にして補助するとする廃棄説（中村）ものべられたが、採決の結果、廃棄賛成16人で否決、原案賛成35で可決され中学校地方税維持派が勝った。この時の西村七三郎（南桑）の維持賛成論はつぎのようである。「教育費ヲ以テ急トスルカ、警察費ヲ以テ急トスルカトノ事ナリ。……全体警察費ニ地方税ヲ多分費スハ到底教育ノ至ラザル故ナリ。然レハ教育ハ不急ト謂フ事ニハ出来ザルナリ。……中学校費ハ地方税十六項目中ノ教育費ニシテ地方税ニテ当サニ負担スヘキナリ。二、三年ヲ経テ改良スルヲ待テ、後ニ地方税ニテ維持セント云ハルルハ本員ノ取ラザル所ナリ。又是迄通り官費ヲ以テ維持スルトセバ、当年ヤ明年ハ別ニ維持ヲ為シ兼ネルト云フニ非レトモ、到底其資本金ヲ費用シ維持者モナキ時ニ至テ、地方税ニテ継続スルト云フ廿一番（注、古川吉兵衛（船井）ノ説ハ甚不親切ナリ。国産ノ不繁殖、人智ノ不開化モ皆教育ノ洽ネク至ラザルニヨル。依テ飽迄モ地方税ニテ継続シ改良ヲ欲スルナリ」。

こうして明治14年度は廃棄説はしりぞけられて、地方税で中学校を維持することになった。すでに紹介したように、13年府会は地方税追徴問題で、14年度も地方税不足補充法をめぐる問題で府知事と議会は激しく対立した。地方税重課の軽減を府会は追及したが、そのため予算各項目の減額修正が計られた。教育費＝中学校費も主要には、その観点から論じられているが、教育論の観点からは次のように整理しようとおもう。

周知のように、この時期展開した自由民権運動は政治教育と自己学習運動を含み、新しい公教育構想、とりわけ中等教育構想をはらんでいたことはよく知られているところである。その場合、民権派による学塾の発展と県立中学校廃止要求が結びついた高知県や福島県の例があるが、なお広く自己学習運動と公教育（中等教育）構想との連関を明らかにすべきだと⁽¹⁰⁾されている。

京都府会の論議では、要約すると、京都府中学校は「官」の中学であり、「官」の取り上げる地方税支弁の「官」の学校を廃棄して、民間私立学校を發展させるべきだ、が廃棄説の中心であった。これに対し維持説は、府会で審議

権を有する地方税によって充実した中学校にしうるとした。また府下「人智開進」⁽¹⁷⁾して私立学校をつくりうるとする考えと、現実の私立学校の財政維持の困難をみる考えとも対立した。前述したが、明治8年創立の同志社、天橋義塾、明治12年開学の盈科義塾があり、この明治14年には南山義塾、愛民義塾の創立をみた。天橋義塾、南山義塾は民権派によるものであることはいうまでもない。また周知のように榎村正直知事は地方官の教育への権限を強化する教育令改正を建白したが（明治13年2月）、⁽¹⁸⁾後任北垣国道知事も地方官として教育に熱心であった。⁽¹⁹⁾地方官の「教育熱心」と民権派議員を中心とする府会が、地方税重課反対が根底にあるが、教育の自主自由をめぐる対立したといえる。中学校費維持・廃棄説は翌明治15年度も一層激烈に対立する。

（3） 医学校費

医学校費でも原案（地方税支弁）をめぐる、賛否がはげしく論じられた。地方税支弁となった昨13年の府会での廃棄論を引き継いでいるが、「郡村ノ人民」は医学校の恩恵を受けることは少ない、現に私立の医学校もあり充分だとした。それに対し、「私塾医学校」は設備不充足であるし、もし廃棄すれば後継者なく維持方法がないとの反論があり、廃棄説賛成22人、原案賛成27人で二次会工程が可決された。6月8日の二次会では、正則学校では予科本科8年の修学年限は長く実情にあわない、5年の変則学校に改編維持するとした常置委員意見書が42名全員の賛成で可決された。決議理由開申書が作成され6月27日の府会で決定した。開申書は「今や地方税ノ頗ル多額ニ上リ、人民ノ疾苦堪ヘ難キノ今日ニ際シ費用ヲ節シテ速成ヲ致スハ最モ現時ノ急務ナリト信認セリ。是レ大イニ本案ヲ変更修理セシ所以ノ要領ナリ」とのべている。

4 明治15年の教育費論議

明治15年は前年以上にはげしく廃棄説、維持説が対立した。後にのべるように、この府会では北垣知事の専断への批判が特徴的である。経過の概略をまず示す。4月6日開会、5月5日教育費中、中学校費および医学校費の全廃を議決したが、5月24日知事は認可せず再議を指令した。しかし府会は5月27日医学校費、5月31日中学校費を再度否決し、両校の全廃を再確定した。これに対

初期府県議会における教育費論議（奥田）

し府は号外議案（中学校維持法）を下附、6月14日知事は府会に臨み医学校否決は認可できない、府県会規則により内務卿の裁定を求めた旨をのべた。こうして15年度中学校費は地方税でなく、東西両本願寺からの寄附金および資本金利子と授業料で維持することになった。医学校費は9月に入り内務卿の8,092円59銭の地方税支弁で維持すべしとの裁定を9月9日の臨時府会で承認する結果となった。

4月6日～6月14日間の審議経過を師範学校費、中学校費、医学校費に分けて表示すると次表のようになる。⁽²¹⁾

月 日	師範学校費	中 学 校 費	医 学 校 費
4 6	三次会開くことを可決。	俸給費をめぐる廃棄論と減額修正論と対立。本項削除賛成16で否決。減額修正賛成37で可決。	
4 7		二次会、外国人諸費、校費、生徒費、専修科費、修正可決。 三次会開くかどうか、開かないは17で否決。開くべしは41で可決。	
4 10			俸給費一削除か原案で、医学校存廃論対立。廃棄説21で否決。修正説34で可決。
4 11			三次会、開くべからず22で否決。開くべし31で可決。
4 12	三次会、諸項目、原案二次会修正どおり可決。		
4 13		三次会一修正可決。	三次会（俸給以下）、建議（全廃）採用スベカラズ24、建議（全廃）採用スベン27で可決。
4 14			医学校補助費についての建議否決。
4 15			医学校費再議建議一39で可決（一朝蘇生）。

初期府県議会における教育費論議（奥田）

月 日	師範学校費	中学校費	医学校費
5 5		中学校費再議—（再議して全廃したし）の建議、採用すべからず24、採用すべし36で可決。 再議・第一次会—二次会開くべからず。33で可決—廃案。	医学校費再議一次会、全廃案40で可決—廃案となる。
5 19		中学校費再議要求建議、賛成者なしで消滅。 中学校を区部で維持する建議、45で不採用決定。	医学校費再議要求建議—賛成者なしで消滅。
5 20		委員付託の中学校廃案理由書—33名で原案可決。	
5 26		中学校費再議（知事指令により）一次会。 区部で維持の建議—採用すべからず42で可決。	
5 27		二次会開くべからず23、開くべし30で可決。 二次会まえに委員選出、修正案作成—29で可決。 中学校費修正案二次会。 俸給費—削除説賛成4で消滅、修正案45で可決。 専修科費を削除して修正案36で可決。	医学校費再議一次会、医学校存続建議—採用すべからず27で決定。
5 30		中学校費修正案三次会、開くべからず33名で可決。	医学校費否決理由開申書、原案のまま賛成(42)で原案決定。
5 31		中学校費修正案三次会開くべからずの可決(33名)は誤り(賛成23名)につき、三次会開否を改めて討議することを可決(41名)。 三次会開くべからずを可決(28)。 (これにより中学校費廃案)となる。	
6 13		中学校費、二次会決議を可とするもの45名で、中学校費廃案決定。	

初期府県議会における教育費論議（奥田）

月 日	師範学校費	中 学 校 費	医 学 校 費
		廃案後の中学校維持法についての修正建議を否決、二次会議（廃案）を再度確認(45名)。	
6 14 (閉会日)			知事医学校費府会決議を認可せず、主務省の裁定をまつ旨の告示発言。
6 9 区部会における中学校費問題		中学校費の区部費で支弁すべき旨の建議、採用すべからず13名、過半数により不採用決定。	

(1) 師範学校費

師範学校費 5,318円余（区ノ分 1,514円余、郡ノ分 3,804円余）内俸給 3,120円、給与349円余、旅費85円余、校費1,139円余、生徒費33円、営繕費464円余、附属小学校費127円。審議では附属小学校費削除が出された。提出の浜岡光哲は「学校ノ功用ハ教員其人ヲ得ルニアラザレバ之ヲ全カラシムルコト能ハズ。依テ本員ハ寧ロ附属校ヲ廃スルモ、俸給ノ項ニハ三百円ヲ増加シ、以テ教員ノ人ヲ得ント欲スルナリ」と主張し、廃止後は近傍の小学校に委任するが、師範学校教員の充実がより重要という立場を強調している。松本金兵衛（下京）は「師範学校ノ効用ヲ著明ナラシムルト否トハ、一ニ教授ノ良否ニヨリ、教授ノ良否ハ又教員其人ヲ得ルト否トニ由ラスンバアラス。而シテ教員其人ヲ得ルニハ俸給ヲ裕カナラシメザルヘカラス。故ニ本員ハ三十二番ノ俸給ノ項ニ三百円ヲ増サントスルノ説ニ同意スルナリ」とのべている。教育の成果は教員俸給の良否にかかわるといふ論法である。

削除説は賛成26名で少数否決、俸給増額案も22名賛成で否決となった。その他項目の若干の修正可決によって、師範学校費は原案に近い額で可決された。前年と同じく15年も中学校費のごとき廃棄説が出されないのは、学制いらい町村協議費による学校建営が直接人民の教育にかかわり就学率の上昇などで、小学校教育が民衆の中に次第に定着していき、そしてそれに直接かかわる教師養成学校であったためである。

（2）中学校費一工

2カ月以上に亘って前年以上に廃棄・維持の両説が激烈に闘わされた。伊東熊夫（綴喜）を中心とする廃棄論の内容をみてみよう。

「全体地方税ヲ以テ中学校杯ヲ維持スルハ父兄ノ智識低度ニアリテ子弟ノ教育スルノ道ヲ知ラザルトキニ限ルヘキナルニ、今ヤ既ニ父兄ノ智識大イニ進歩シテ子弟ノ教育セザルベカラザルヲ知ルノ状ニ至リテ、依然中学校等ノ維持ヲ地方税ニ仰ガントスルハ本員ノ甚ダ心ニ快シトセザル所ナリ。殊ニ中学ニ入ルモノノ如キハ多クハ中等以上ノ資産ヲ所持スル者ノ子弟ナレハ、之ヲ公立ノ費用ニ仰ガザルモ決シテ其従学スルニ差支ヘナキヲ信スルナリ。且当地ニハ同志社ナル私立学校ノ堂々確立スルアレバ、中学科ヲ学フ等ノ事ニ就テハ大ニ其便ヲ得ルナリ。……然ルニ是ヲ思慮セズシテ尚中学校ノ維持ヲ地方税ニ仰グトキハ斯ノ如ク純全タル私立学ノ妨害ヲナシ、到底私立学ノ隆盛ヲ見ル事能ハサラン。是本員ノ本項削除論ヲ発スル所以ナリ」（伊東）。

「今日ノ京都府民ニシテ（引用者注、中学校継続者）人ナシトセンヤ。本員ノ如ク郡中ニ僻在スル者ト雖モ之ヲ継続スルスニハ意ナシトセス。況ンヤ府下居住スルノ人ニ於テヲヤ」（伊東）。

「斯クノ如キ費用ヲ永ク地方税ニ仰ガバ、益々人民進取ノ気象ヲ傷ケ大ニ開進ノ途ヲ妨クヘシ。三十番等（引用者注、浜岡光哲）ハ口ニ自由教育ヲ説キナガラ、尚中学校ノ費用ヲ地方税ニ仰カザルヲ得ズトスルハ実ニ自家撞着ノ論ト言フベシ」（伊東）。

「反対論者ハ本員ノ説ヲ駁スルニ我京都ニ存在スル私立学校ノ不完全ニシテ其振ハザルヲ以テセシモ、未ダ之ヲシテ斯ク萎微振ハザラシメタル原由ヲ究メザル迂濶卑近ノ論ト云フベシ。請フ東京ノ慶応義塾ノ如キ同人社ノ如キ盛大ナルヲ見ヨ。彼等ハ皆自治ノ精神ヲ發揮セシメシニ職由スルナリ。……豈因循姑息以テ何時迄モ地方税ノ支弁ヲ仰クカ如キ儉安ヲナサンヤ」（伊東）。

以上の廃棄論では①父兄の知識が上昇し教育の必要性を認識している今日、地方税で中学を維持する必要はない、②中流階級は子弟の教育を自力でなしうる、③京都には同志社のごとき私立学校がある、④中学を地方税で維持することは私立学校への妨害をなす、⑤地方税で維持することは人民進取の気象を阻害する、⑥廃棄後の民間継続者はないはずはない、などが一次会での論点であった。伊東熊夫は西川義延らと共に綴喜郡選出の民権派議員として活動した。この時期民権派には専制政府による上からの教育統制に反対して、徹底した民費による内容の拘束されない自由な教育を主張する「自由教育論」の主張があった。⁽²²⁾伊東らの主張はそれに連なっている。

廃棄論に対して浜岡光哲らの維持説は次のようであった。

は専修科の利益機能のみに注目するが、「方今民間ノ情況甚タ不景氣ニシテ其營業ヲ廢スルモノ少ナカラズト云フ」。ために専修科に入る生徒は僅か5名で、3カ月後でも20名にもならない、と主張した。減額修正案は48名の賛成で可決された。普通教育と実業（学）教育に対する見解が知られる。そして三次会開くべからず17名、開くべし41名となった。

（3） 医学校費

医学校費の議事経過はさきの表で示したが、4月8日上程、13日全廃建議可決、15日再議建議可決、5月5日再議、全廃案可決、27日知事再議指令、存続建議否決、30日否決理由開申書可決、6月14日知事不認可、主務省裁定をまつ旨告示。前年と同様に維持論、全廃論が対立・交錯したが、主要な見解をみてみよう。

4月8日。「この医学校は知事の独断でつくられたもので不急のものである。」人民ノ膏血ヨリナリタル地方税ヲ費サントスルハ甚ダ不同意ナリ」（吉井省三）。「(14年度は変則医学校として存続したがこれは与論にしたがったものである。)目下民間^(ママ)ノ情体ハ昨年来困窮^(ママ)ヲ極メテ名状スベカラザルモノアリ(維持すべきでない)」（森務）。「(中学校でも医学校でも民間私学を興すものの妨害をなすものは反対である)」（伊東熊夫）。「(昨年医学校費は六千円に満たなかったが本年は倍額になった。)豈民情ヲ推量セザルノ甚シキニアラズヤ」（森務）。これら廃棄論では地方税重課人民生活の現状は地方税支弁を許さないとした。原案賛成ないし修正論（6,624円を6,024円に減額修正）は田中源太郎を中心に主張された。①成立過程で問題はあったが、昨14年度は変則学校にかえて維持することを議会が決めた、②医学校は衛生上必要である、③医学校は設備等経費を要するので私立は無理である、既存の涸酌医学校も維持が困難である、④医学校はむしろ貧者に利益するものである。結局廃棄論は21名賛成で少数否決された。

4月11日。三次会開否に関し伊東は、何故地方官の下で地方税支弁に頼るなど「卑屈未練ノ考ヲナスヤ」、汎愛医学校は閉鎖したが尚涸酌医学校がある。地方税支弁の本校の存在は私学校の発展を妨げる。本校後継者は必ず存する、特に地方税重課に最早民力は堪えられぬと主張した。田中源太郎は、「民力担

否ノ度」をどうして量るのか、「些少ノ地方税ヲ減ジ、其事ノ利害得失ヲ顧ミザルカ如キ」はとらない、医学校は中学校と同視すべきでない、必ず後継者があるとして医学校を廃せんとするのは賛成できぬと反論している。採決では三次会開くべからず（廃棄論）22名で少数否決、開くべしを31名で可決した。

4月13日。医学校は有志者を得て継続すべきで、地方税をもって永遠に保持するなどには反対である（森務）。早晚有志者で継続させるべきだが、そのため「諸器械等ハ可成之ヲ十分ニ備ヘ置カンコトヲ欲スルナリ」（浜岡）。伊東は地方税過重のため地方人民は子弟の教育を望みながら、実情は子どもに子守りをさせ牛馬代りの労役をさせる現状である。教育の拡張にはまず地方税の過重負担をなくすべきであると主張した。医学校費各項目（俸給、給与、校費、営繕費）は原案、修正案とも否決、ついで生徒費・旅費も否決のあと医学校費全廃の建議が出された（中村栄助）。この討議のなかで維持論の強力な主張者であった田中源太郎は、「行政者ト議定者トノ間ニ於テ原案保護ノ依頼」があったとして廃案を主張した。浜岡光哲も「議政者及ビ施政者ノ間ニ於テ不都合アリシノコト」は「到底潔白ナル議決ヲ見ルコト能ハザルベキヲ信スル」ゆえ廃案に賛成するとした。要するに知事、府当局の圧迫懐柔的工作に対して「議政者」として、一貫した原案賛成者も含めて心情的に反発し、27名過半数の賛成で廃案を決定したわけである。

4月14日。有志者が継続、維持しやすくするため医学校補助費を置きたいという建議（中村栄助）は、浜岡も賛成主張したが、区町村教育補助費は「甲乙丙有志輩ノ共立及ビ私立ニ掛ル学校費」を補助しえないとして、賛成者なく消滅した。

4月15日。再議の建議があったが（西村七三郎）、田宮勇は「討論審議日ヲ移シ与論ノ帰着スル所即チ全廃ナルニ、今之ヲ再議セン杯ト云フハ実ニ議会ヲ軽視シ、主義ヲ破ルモノナリ」と反対した。しかし民間継続者を見出し難いとする維持論が多数で、再議すべしが39名過半数で可決した。

5月15日。再議医学校費第一次会。冒頭吉井省三は重ねて全廃を主張した。西村七三郎は民力に堪えずとして全廃が主張されるが、「欧米各国ノ文明社会ニ於テハ学校杯ヘ大底人民ノ私立ナリト。^(ママ)去レドモ我国ハ恐ラクハ未ダ欧米各

国ノ文明ニ及ハスト。然ラハ今日手離シスル事ハ実ニ尚早シト信ズ」。汎愛は閉鎖したし澗酌医学校もやっと維持している。区部でもそうだし郡部では私立医学校設立の気脈はない。「勿論人智ノ開達スルニ際テハ人民自治ニ任放スヘキモ今日ノ場合ニ於テハ未ダ其氣ニ進マス」。監獄焼失再建築費の地方税負担はたえ難いが、当年は地方税を支弁したいとのべた。伊東熊夫は廃棄主張は勿論民力ニ堪え難いためであるが、「今日ノ如ク民智ノ進歩セル時ニ際シテ最早地方税^(ママ)ヲ之ヲ保護セサルトモ人民ノ自治ニ任カシ民間ニ継続セシムルモ可ナリ」。資本金22,000円をもつ継続者もいる、若干の補助金を出せば3年を出ずに完全な結果をうると主張した。中村栄助は監獄焼失事件により教育費が圧迫されるが「方今文運ノ益隆盛ナルニ際シ、医学校法律学校ノ如キハ逐々民間ニ私立セルモノアラント思フナリ」とし、松本金兵衛は「今、社会進歩ヲ察スルニ方今ノ場合ニテハ最早教育事業ハ断然有志輩ニ任放シテ可ナリト思フ」とのべている。自由教育論が広く浸透している様子が見られる。全廃説が40、過半数で可決された。

後述する中学校費の全廃とこの医学校費全廃決議に対し、北垣知事は再議を指示した。5月27日の再議第一次会では田中源太郎の再議建議を27票で否決し、5月30日、医学校費否決理由開申書を可決し、最終的に知事の指示を拒否した。6月14日閉会日に知事はこの府会決議を認可せず、主務省の裁定をまつ旨の告示発言を行った。経過はこのようであるが、再議審議における主要な発言をあげておこう。

○郡部では医師が少ない。「医学校ヲ盛大ニシテ良医ヲ養生」すべきだ。継続者もない。今年は地方税で維持せよ（大槻藤右衛門）。

○知事が議会を軽蔑し議会を蹂躪する事、「此極ニ至ルハ実ニ遺憾ニ堪ヘザルナリ」（伊東熊夫）。

○医学校は人民に任放する条件はない。中学校は廃棄するも医学校は立てざるをえない（田中源太郎）。

○医学校は人民で維持し、地方税の負担を軽くすべきである。継続者あるに拘らず、1万円余の「負担ヲ重クセントハ抑モ何ゾヤ」（伊東熊夫）。

○継続というも医学校の資材を継続させるのみで、生徒の教育を維持するものではない。閉校は管下の利に反す。今1年継続したい（田中源太郎）。

○「廃案ト議決セシハ議場ノ与論ニテ一人ノ論ニ非ズ。然ラハ議会ノ決議ハ大切ニシテ

初期府県議会における教育費論議（奥田）

軽々ニ動ス可カラズ。……本員ハ只議會ノ体面ヲ失フ事ヲ恐ル。過日既ニ建議アリタレドモ賛成者ナク否決シテ上呈シタルニ、又再議ニ付セラレテヨリ今日ニ至ルマデ否決セシヲ八十九番ノ建議ニテ成立ツト云フハ実ニ議會ノ精神確定セザル者ニテ深く議會ノ為メニ惜ムト」（伊藤熊夫）。

○医中両校は地方税多額に堪えざるため廃案になった。「一旦廃棄シテ上呈セシ上ハ再議スベキノ理アルナシ」（中村栄助）。

否決理由開申書はつぎのようである。

医学校費否決理由開申書

抑モ本会ニ於テ医学校費ヲ否決スルハ敢テ医学ヲ無用視シ不急視シタルニアラス。一ハ以テ教育ハ可成の放任スルノ主旨ト、一ハ地方税ノ年一年ヨリ増加シ殆ント堪ヘ難キノ場合ニ至ルトニ源因スルナリ。夫レ教育ヲ完全ニシ十分ニ維持セントスルハ固ヨリ其費用ニ堪ユル事能ハス。減少ニ減少ヲ加エテ僅カニ保存スレハ其結果タル復タ論スルヲ待タズシテ知ルヘシ。況ンヤ本年之ヲ廃セザレバ来年復之ヲ廃セントスルノ景況已ニ発現シタルニ於テヲヤ。然ルニ強テ之ヲ本年ノミ保存スルハ教育上得策ニアラサルヲ信ス。且ツ府下既ニ私立医学校ヲ開放スルモノアレハ本年廃案スルモノ何ノ閻カ之アラン。側カニ聞ク本案ノ前会ニ於テ否決ナルヤ、府下有志ノ士其閉校ナラン事ヲ惜ミ、同心協力シテ之カ維持ノ目的ヲ立テ継続ヲ乞フノ企望アル由、コレ盡シ本会ノ意ヲ忖度スルモノニシ当ニ然ルヘキモノナリ。本会ニ於テモ固ヨリ閉校ヲ望ムニアラス。万止ム得サレハナリ。夫レ然リ是ヲ以テ今後医学ニ熱心ノ士及教育上ニ多年経験アル者ニシテ或ハ数人申合せ将来ノ維持ヲ成サント請フ者アラハ之ニ継続ヲ任スルハ本会ノ素志ナリ。請フ閣下本会意見ノ在ル所ヲ諒セラレンコトヲ。此段医学校費否決ノ理由開申ニ及ヒ候也。

京都府会議長田中原太郎代理

京都府会副議長 西村七三郎

京都府知事北垣国道殿

再議での廃棄、維持両論では特に新しい論点はないが、府知事の再議指示に対し、議会の主体性を強調してそれを批判する見解が目立っている。

（４） 中学校費一Ⅱ

医学校費の最終的否決のあと、5月5日中学校費の審議がつづけられた。論点のいくつかを記しておく。

医学校は継続者があるということであるが、継続者のない中学校の廃棄説は承服できぬ（浜岡光哲）。医学校廃止と権衡をとるため中学校費廃棄を主張する（中村栄助）。廃棄により「京都府ノ教育ハ全ク地ニ墮チ暗黒ノ社会ヲ現出スルコト知ルベキナリ」（浜岡光哲）。医学と中学の権衡からいって中学を存す

る道理がない、中学継続者は必ずある。「若シ学事ノ隆盛ヲ希^(マア)図スルナレバ寧ろ之ヲ廃棄スルモ決テ其費用ヲ地方税ニ支弁スベカラズトス」（吉井省三）。廃棄に反対であったが医学校を廃案にしたので中学校も廃案すべし（大槻藤右衛門）。こうした討議のあと再議して廃案をきめたいという建議が36名過半数で可決され、再議一次会が開かれた。ここでも論点の繰返しが多かったが「八十余万人ノ負担スル地方税ヲ以テスラ維持スル能ハズトスルニ、安ソゾ一、二有志者ノ之ヲ維持スルヲ得ベケンヤ」、寧ろ地方税によって維持すべし（石川三郎介）、などの意見や来年は廃棄説が一層強まるので本年廃案の方が可、などの発言もあった。浜岡光哲は「其教育上ノ事ヲ論スルモノハ甚ダ稀ニシテ」、医学校との権衡論とか監獄署の関係で廃棄したいとするなど教育論なく議論されていると批判している。廃棄論は「中学校ヲシテ廃減ニ帰セントイフニハアラズシテ、之ヲ人民ノ自治ニ委セントスルニ外ナラズ」（若山庄造）の発言もあった。採決の結果、二次会開くべからずが33票で過半数で中学校費の廃案が決まった。伊東熊夫は「議決ノ精神」を明らかにするため、理由書の作成を提起し了承された。

5月19日の府会で浜岡光哲は中学校生徒十中六、七は区部の子弟であるから中学校を区部で維持したい旨建議したが、45名の反対で不採用になった。5月20日は次の中学校廃案理由書が討議された。

理 由

本案ヲ議定セシ旨趣ハ医学中学等ノ事業ヲ以テ無用視シテ之ヲ廃棄セント欲スルモノニアラス。民智漸ク開達シテ人々ノ教育ノ人生ニ必要ナルコトヲ知了シ、敢テ其費用ヲ地方税ニ仰カサルモ有志者ノ之ヲ建校維持スルアルヲ信頼スルヲ以テ、其従来公立タリシヲ改メテ以来之ヲ私立ニ替^(マア)へ、全ク彼レニ任放セント欲スルナリ。然レトモ此ニ学校ヲ維持スルニハ多額ノ費金ヲ要セサレハ其目的ヲ達セシムルコト能ハサルヘケレバ、議会ヨリハ之ニ対シテ相当ノ補助ヲナシ其目的ヲ全カラシメントス。請フ閣下其事情ヲ明察シテ速カニ是ヲ認可シ更ニ該議案ヲ発セラレンコトヲ。此段全会ノ意見ヲ以テ理由上申仕候也。

補助費をめぐって、廃案したものであるが府会が補助金支弁を議決する権がある（森務）、廃案した以上は補助金を支給せず（石川三郎介）などの意見のあと上記の文面を決めている。また理由書をそえるか否かについても討論があったが浅田良秀の発言を紹介しておこう。「今人世急須ナル医学校及ヒ中学校

ヲ廃棄スルハ落涙ニ堪エザルナリ。斯ク緊要ナル教育衛生ニ関係スル学校ヲ廃スルトキハ、成程其理由書ヲ添ユルベキナレドモ廃棄ニ議決セシハ自然當場ノ与論ニテ決定セリ。然ラバ只今ハ寧ロ理由書ヲ添エザルヲ可ナリト考フルナリ」。三次会開くべからずが35名で可決され、中学校費廃案が決定した。

前掲の経過表で示したように北垣知事は再議を指令した。5月26日再議が行われた。浜岡光哲は重ねて区部で維持する方法を建議した。これに対し、医学・中学を廃棄したのは郡部議員のみでなく区部議員も合わせて議決したのだから区部のみで維持には反対である（石川三郎）。また「中学校費ヲ廃棄セシハ種々精神ノ異ナルアリト雖モ、結局舟子馬丁ノ如キ細民ノ膏血ヲ凌へ、府下庶民ヲ苦シメンコトヲ惧レ……本場ノ与論ニテ斯ク全廃ニ帰着セリ……単ニ区部ノミノ負担トナスコトニ決シナバ焉ゾ区部限り舟子馬丁ノ膏血ヲ絞ルモ頓着セズトノ人民ノ疑ヒヲ醸生スルコトヲ得ンヤ」の発言もあった（西村七三郎）。浜岡は再議になったうちは府会維持か区部維持かを改めて決めたいとして「猶ホ一層其精神ヲ穿ツニ、中学校ヲ官立学校ト見認ラレンヨリ斯ク意見ヲ提出セラルナラン。去レドモ彼ハ協同学校ニシテ八十万人ノ所見ヲ以テ常置委員ハ容喙スルコトヲ得ルナリ」とのべている。区部で維持の建議は42名の反対で消滅した。

再議での論議の中心は知事の再議指令そのものについての批判であった。「本案ニ対シテ持論ハ民力ニ堪ヘザルノ一点ニ原キ、之レヲ全廃セシ前会ノ議決タルヤ仮令不完全ナルニモセヨ、府知事ノ再議セヨトノ一指令ニ抛リ今前会ノ意見ヲ矯メ前主義ヲ変更スルコト能ハズ。加之吾人ハ前議決ヲ不充分ト視認メズ。然ルニ今之ヲ不当ナリトテ再議ニ付セラル、ハ我輩議員ハ其意ノ有スル所ヲ知ラズ、イカニ法律アレバ^(ママ)逆、斯ク議決ヲ軽視セラルルトキハ遺憾ニ耐ヘザルナリ」（吉井省三）。「番外一番雨森六等属」は「決シテ議権ヲ軽ゾト云フニアラズ」實際を考慮して議決されたいという意味だと説明した。再議の指令がないときは再議の建議を考えていたという見解もあった（吉川吉兵衛）。伊東熊夫は府県会規則により再議に付されたが、再議指令は容易に行うべきでない。知事の指向に左右されてはいけないとのべ、吉井省三はまた、「此等ノ如キハ全会ノ意見既ニ不可ナリトシテ廃棄セシモノナルニ、知事ノ之ヲ認可セ

ザリシハ本員甚ダ不明ナリ。抑モ此議場ハ府下八十余万人民ノ惣代ガ相集合セシモノナレバ其議決セシ所ハ即八十余万ノ意見ナリト謂ハザルヲ得ザルナリ。然ルニ知事ノ之ヲ認可セザルトテ之ヲ再議スルガ如キノ事アリテハ議會ノ決議ハ実ニ輕々視セラルルニ至ルヤ知ルベキナリ」とのべた。また五十番説（吉井省三）を支持する「凡ソ會議ノ精神ノ如キハ左様ニ時々変転スベキモノニアラズ」（中村栄助）の発言もあった。勿論再議指令の批判だけでなく、すでにのべたような維持説・廃棄説が入り交じったが、二次会開くべしが30票で過半数により可決された。

5月27日再議第二次会では委員付託修正建議が可決され、30日の府会で修正案中、専修科費（1,991円30銭）を削除して可決した。そしてここでも三次会の開否をめぐる繰返し維持・廃棄説が対立した。医はどんな細民にも診療・治療を受ける幸福を与えるが、「中学ノ如キハ其幸福ヲ受ルコト甚ダ遅シ」、本年は中学校を廃し医学校を維持する見込であった、医学校を廃し中学校を維持するのは不権衡である（木村源次郎）。専修科の削除は「中学ヲ功無キモノトスル故」中学は廃棄すべきである（松本金兵衛）。当年は地方税で維持し十分の準備をした上で民間に渡すべきだ、車道開さく等には金を出すのが中学校に出さぬのはおかしい（西村七三郎）。医中権衡については、「直接ニ幸福ヲ受ルト否トニ至ツテハ彼我甲乙論ス可カラズ。中学ヲ以テ第一トナスモ可ナラン。何トナレバ人智ヲ開キ材力ヲ益スル者ハ学ニ非ザレバ開益スル能ハズ。医ハ疾病アレバ直接診療治療ヲ受ルニ止マルノミ。只僅カニ幸福ヲ受ルノ急緩アルノミニシテ権衡適当不適當ヲ以テ論ヲ立ツ可ラス」（浅田良秀）などの討論があった。三次会開否について賛否数の数え違いなどがあって混乱したが開会を否決し、6月13日の審議で二次会決議「中学校費十五年度ニ於テ地方税ヲ以テ支弁セサルニ因リ将来維持保存^{（マツカ）}スキ相当ノ方法ヲ設クル継続者ノアラザルトキハ府庁ニ於テ別途方法ヲ設ケ該校ヲ継続スルモノトス」（府号外議案）を賛成45で可決した。伊東熊夫は「而ルヲ府庁ニ於テ別途方法ヲ設ケ維持シテモラフ杯ハ甚不都合ナリ。此ノ如ク議會ノ精神確然ナラザル故、新聞ニテモ議會ヲ輕蔑スル等モアリ、旁以テ精神ヲ述置ク」とのべ、また「中学校ハ自由教育ニ為シタキ為メ廃スルナリ。而ルニ二次会決議ノ通りニスルトキハ廃スル主旨ニ背違シ

不都合ナリ」（吉田喜内）などの意見は少数で上のように決議され、中学校費の廃棄が結着した。前述したように15年度は寄附金その他で中学校が維持された。

5 まとめ—自由民権期の教育費論議

以上、明治13年および主に明治14・15年の京都府会での教育費議案の審議経過をやや詳細にみてきた。兩年の中学校費、医学校費、師範学校費の一次、二次、三次会のそれぞれの段階での論点を紹介し、また採決での票数などもみておいた。それぞれのところで論点の意味も考えてきたが、全体を通してまとめてみたい。

14・15年とも師範学校費については、2、3の議案項目についての減額修正はされたが、原案がほぼ賛成されている。この時期、「学制」から教育令さらに改正教育令と教育政策と学校制度の改変がすすんだが、区、郡とも民費、協議費による町村小学校の建営がすすみ、初等教育の必要性は一般的に了解され、そのための教師養成の師範学校費について異論はなかったからであると考えられる。

中学校費、医学校費については、13年（医学校費のみ）および14・15兩年とも廃棄論、維持論がすどく対立して、前述のように、15年には両校費とも、知事の再議指令をけて全廃を議決した。

廃棄論は伊東熊夫（綴喜郡選出）、西川義延（同）、吉井省三（宇治郡）、中村栄助（下京）などが中心となって主張された。その論点を再度要約すれば次のようである。(1)医学校は13年度より中学校は14年度より地方税支弁になったが、府民とくに細民（「舟子馬丁」）は地方税の増徴負担に堪えられない。地方税を軽減するため、その支弁をやめ両校を廃棄したい。廃棄論の第1の理由は地方税過重負担であった。(2)これまでの「官立」の中学校は成果をあげていない。廃棄後は適当な継続者により私立学校として発展させうる。「人民智識の開進」により民間の力で中、医学校を経営しうる。外国近代は教育はみな民間ですすめている。中学の維持を地方税に仰ぐ必要はない。中学は中等以上の資産の子弟ゆえ民間の力で学校を建営しうる。地方税支弁をつづけると民間の

自由発展を阻害する。廃棄して民間継続者にまかせるべきである。(3)京都には同志社のごとき私立学校、また洵酌医学校などがある。地方税によって中・医校を維持することは、私立学校の発展を邪魔することになる。

維持論は浜岡光哲（下京）、田中源太郎（下京）、西村七三郎（南桑）などが中心に論じた。(1)中学校は創始時にくらべ進んできている。これまで「官吏」によって事務と教育が合体していたが、地方税支弁により、官吏の助けを借りずに行えるようになった。専修科もつくられた。「真正の中学」ならしめたい。(2)中学も医学校とも私立学校の設備は悪く子弟の教育を托せない。設備の要する医学校は到底民間では支えられない。(3)府会で審議できる地方税による中、医校であるから府民は運営に関与しうる。審議権を有する地方税によってこそ充実した中学校はつくれる。(4)地方税重課といってもその度合は計りえない。(5)民間の実態は「人民智識開進」とはいい難い。

こうした両論の立場で審議されたが、その過程では、去年は廃棄論をとり、今年は維持説をとるなどあり、また維持論の中心であった浜岡、田中が廃棄説に賛成するなど立場の入れ替りなどもみられたが、前述のように15年度は2度に亘って中医両校の廃棄を議決した。

廃棄論の中心の伊東熊夫は西川義延、田宮勇らとともに綴喜郡を拠点とする自由民権運動に参加した。1880（明治13）年12月提出した沢辺正修らの国約憲法建白書に署名し、また同年南山義塾の創設に参加、さらに1882（明治15）年2月大阪で創立された「立憲政党」に入党している。廃棄論は南山城の自由民権派を中心として強力に主張され、教育費審議の主導を荷ったわけである。すでにのべたように自由民権運動では、県立中学校を廃棄し民権学塾の発展をめざす自由教育論というべき中等教育構想をもっていたが、伊東らの廃棄論はこれらと連動している。京都ではすでに丹後の天橋義塾の発展があり、南山城では1877（明治10）年に壺簪家塾が田辺村に開校されそれを前身として、1881（明治14）年8月に伊東らも発起人となって南山義塾が三山木村に開学している。「自由主義ヲ以テ人材ヲ教育シ同胞人民ノ知識ヲ開発シ公共ノ福祉ヲ増殖スル」（南山義塾社則）を目的として修業年限2年半、生徒数50数名（1883、84年）を数える中等教育機関として成立している⁽²⁵⁾。伊東らはこうした“自由教育”を

目指して、地方税支弁の府立中学校の廃棄を主張したといえよう。それは同時に、地方官の教育干渉（支配）を強調していた榎村正直知事が1880（明治13）年「浮薄民権主張之私塾ヲ抑制之一術」として、丹後と丹波に府立中学校の設立案をつくったが、当然こうした地方官の教育支配を排除することが、真の教育の発展と把えたからであろう。また、府立中学校の財政をなす地方税が「官」の民衆収奪の税であり、議会の審議を経るとはいえ、その収支運営は専ら府知事にあることから、地方税支弁学校に批判を加えたともいってよい。そして同時にその背景にそうした批判をなしうる「人民智識の開進」に信を置いたものであるともいえよう。審議の中で廃棄後の継続者の見通しが問われることが屢々あったが、それには明確に答えられない状況があった。府立中学校と天橋義塾、南山義塾を設備・規模をくらべるとその差が歴然としているが、それを廃棄して、それにかかわれそうな私立学校を建営する具体方策が提示できなかった。その点廃棄説は抽象的、ユートピア的性格を帯びたことは否めない。

浜岡光哲を先頭とする維持論の中心点は、議会が審議権をもつ地方税で従来の「官」立の中学校を「真正の中学」に発展させようとしたところにある。私立学校建営の財政的その他の困難さから、府立学校を発展させることが現実的であるとしたわけである。もちろんこの場合地方税の性格認識がかかわるが、浜岡らは必ずしも過重とはみていない。廃棄論に対して維持論の方が实际的であったといえる。両論とも教育内容にわたる議論を展開していないが、医学校はもちろん、中学校専修科をめぐる討議でも知られるように、「実学」—人民智識社会開進のための教育の必要がいわれていて、改正教育令前後強化される天皇制国家主義イデオロギー教育の片鱗はそこにはみられない。

浜岡や田中は北垣国道知事との結びつきは強く（先述）、1年後の1884（明治17）年、亀岡の盈科義塾の設立者（明治12年8月）である田中源太郎の巧みな周施により、府郡部会に盈科、南山両義塾の寄附申出、郡部3中学校設立の建議が出され可決されることになる（「資金ノ貧弱な現在の義塾を存続させるより土地建物を府に寄附して府立中学校を設立する方がよい」とする⁽²⁷⁾建議）。こうして1884（明治17）年9月天橋義塾も土地建物を寄附して南・北の両義塾は消滅し、宮津・三山木・亀岡三中学校が設立されるが、1880（明治19）年7

月三中学校は廃止され、改称された府立京都中学校のみ残ることとなる。⁽²⁸⁾

(1990.12.20)

〔注〕

- (1) 本山幸彦『明治前期学校成立史』（1965年、未来社）。
- (2) 文部省『学制百年史』（昭和47年刊）210ページ。
- (3) 同上、211ページ。
- (4) 同上、216ページ。
- (5) 『京都府誌』（上）（大正4年刊）、京都府教育会編著『京都府教育史』上（昭和15年10月刊）、衣笠安喜編『京都府の教育史』等による。
- (6) 『京都府百年の資料』（五）教育、173ページ。
- (7) 以下は主に藤田武夫『日本地方財政制度の成立』（昭和16年、岩波書店）、吉岡健次『日本地方財政史』（1981年、東大出版会）による。
- (8) 同上、吉岡健次『日本地方財政史』5ページ。
- (9) 藤田武夫『日本地方財政制度の成立』74ページ。
- (10) 『京都府誌』（上）172-176ページ。
- (11) この両議員のほか、ここで以下論議に加わった主な議員の経歴を『京都府歴代議員録』（1955年刊）によりまとめて注記しておく。

西川義延 1848（嘉永元）年生、綴喜郡、西川家は郡内の大地主、小笠原長道、沢辺正脩らと計って明治10年盍警家塾を起し、明治14年南山義塾創設に参加、「立憲政党」に加盟しなかったが民権運動で活躍、明治12年3月府議、明治13、14年に府会で北垣知事と対立、指導的役割を果たす。明治15～22年綴喜郡長など歴任。府議再選後明治25年第2回総選挙で当選。

伊東熊夫 1849（嘉永2）年生、綴喜郡、沢辺正脩と交り西川義延らと民権運動に加わった。明治14年南山義塾を起し初代社長となる。明治12年3月府議に選出され、明治22年12月まで在任。郡部会副議長など歴任。明治23年第1回衆院議員当選。第2回総選挙に敗れて以来、主として実業界で活動。日本製茶輸出会社社長、伏見銀行頭取など歴任。

田宮 勇 1846（弘化3）年生、綴喜郡、父は禁裡御料南山城24カ村組頭、明治12～27年まで府議在任、明治13年綴喜郡自由懇親会組織、南山義塾発起人、明治27年第3回総選挙で当選。明治28年死去。

吉井省三 1825（嘉永5）年生、宇治郡、父は山科郷士、明治9年西野村戸長、明治13年宇治久世綴喜郡連合製茶会議長。村会、郡会で活動。

中村栄助 1849（嘉永2年）生、下京、父の油仲買商をつぎ、のち鯉節商を専らにする。明治14～23年府議在任。明治23年衆院議員当選。明治25～31年府議、明治23～35年8月衆院議員。京都電燈その他会社重役、明治16年洗礼をうけ同志社社員。明治30年代より政・財界から離れ民間伝道に従事。

初期府県議会における教育費論議（奥田）

森 務 1851（嘉永4）年生、南桑田郡、明治12年府議、明治15年辞任。明治12年8月盈科義塾設立に関与。のち富山県属官、愛宕、葛野郡書記等歴任。

浜岡光哲 1853（嘉永6）年生、上京区、生家は大覚寺坊官。明治4年京都新報発刊社主、のち中外電報と改題、明治18年日出新聞発刊、明治35年まで社長。明治19年京都商工銀行設立頭取、京都織物、関西鉄道など取締役、明治14～22年府議。明治23年～大正3年衆院議員。『浜岡光哲翁七十年史』（昭和4年刊）あり。

田中源太郎 1853（嘉永6）年生、南桑田郡、父の代亀岡町第一の資産家。明治12年8月盈科義塾設立、明治13～23年府議。明治15年3月第3代府会議長、明治23年衆院議員。明治22年2月京都公民会を結成。明治30年9月多額納税者互選により貴族院議員。京都電燈その他役員。大正11年4月列車事故で死去。『田中源太郎翁伝』（昭和9年刊）あり。

田辺信成 1853（嘉永6）年生、久世郡。淀藩士の家に生れ、廃藩後婦農。明治13年府議、地方税追徴布達事件で知事弾劾に活躍。明治14年綴喜郡書記、以後各郡長歴任、教育会久世郡部会長歴任。

山本覚馬 1828（文政11）年生、会津藩士の長男に生る。1864（元治1）年藩主松平容保に随って上洛、鳥羽伏見の戦で捕えられる。この頃失明。明治2年京都府顧問、横村正直知事を扶けて府行政に参画。明治8年新島襄とともに同志社創立。明治12年府議、初代議長。明治25年65才で死去。

古川吉兵衛 1838（天保9）年生、下京。足袋商、京都製瓦会社、洋紙店経営。明治14～明治32年府議。31年府会副議長。

西村七三郎 1852（嘉永5）年生、上京。質商、貨物業。明治13～22年府議、明治22～25年市議。明治15年京都商工会議所副会長、京都電燈会社設立に加わり明治23年社長。

松本金兵衛 1840（天保11）年生、相楽郡。農、明治5年小寺村戸長。明治12年府議、明治15年相楽郡長。明治23～27年府議。

大槻藤右衛門 1850（嘉永3）年生、何鹿郡。酒造業。明治15～22年府議。明治22年綾部町会議員、町会議長、綾部町長。明治29年郡製練糸会社設立、取締役。

石川三郎介 1846（弘化3）年生、与謝郡。農、油商。明治8年天下り地価決定反対で凶徒囂聚罪で入獄。明治12～27年府議。22年初代加悦町長。明治23年第1回総選挙に自由党より出馬したが、落選。

若山庄造 1846（弘化3）年生、葛野郡。農、明治12～23年府議。明治22年京都公民会結成に際し常議員。明治38～40年再度府議。明治40年京都市議。

浅田良秀 1853（嘉永6）年生、上京。明治9年明光寺住職をつぐ。明治15～20年府議。

木村源次郎 1855（安政2）年生、上京。呉服商、明治15～19年府議。

吉田喜内 1850（嘉永3）年生、綴喜郡。農、明治12年戸長役場筆生、国会開設運動に参加。明治13年、居村大住村に愛民義塾創設。明治13～15年、25年府議。明

初期府県議会における教育費論議（奥田）

- 治14年立憲政党に参画、24年大任村長、明治21年奈良鉄道会社創立発起、取締役。
- (12) 原田久美子「民権運動期の地方議会—明治13年京都府における地方税追徴布達事件—」、『日本史研究』38号、1958年9月；同「明治14年の地方議会と人民の動向」、『日本史研究』57号、1961年11月。
 - (13) 『京都府会決議及議録事』明治十三年。以下論議内容はこれによる。
 - (14) 『京都府通常府、区部、郡部会決議録』全 明治十四年。
 - (15) 『京都府通常府会決議録事』明治十四年。以下論議に関してはこれによる。
 - (16) 国民教育研究所「自由民権運動と教育」研究会編『自由民権運動と教育』（1984年刊）他。
 - (17) 前掲、原田久美子「明治14年の地方議会と人民の動向」、『日本史研究』57号、1961年11月。
 - (18) 『京都府百年の資料』五 教育編、97～99ページ。
 - (19) 北垣国道（日誌）『塵海』（写真版）府立資料館所蔵。多日数をかけて学校巡視を精力的に行っている。
 - (20) 京都府編『京都府会沿革志』（明治30年11月刊）に「附記 中学校ハ此後東西本願寺ノ願ニヨリ両寺ヨリ毎年各金三千五百円宛ヲ納メシメ、其他資本利子ト授業料ト凡金千四百円内外ヲ合シテ之ヲ維持スル事トナリ」とある（367ページ）。
 - (21) 『京都府通常府会決議録事』（明治十五年）により作成。また、以下の審議過程や発言はすべてこれによる。また「理由開申書」も同「録事」による。
 - (22) 『近代日本教育論集』2『社会運動と教育』（1969）解説、17ページ。また公費による普通教育学校設立を主張する「強迫教育」論もあった。
 - (23) 専修科は1881（明治14）年7月の「中学校通則」で、高等中学科の代りに土地の状況により文・理・農・工・商などを置くことができるとされた。
 - (24) 北垣知事と浜岡光哲、田中源太郎らとの関係が密接だったことは、注(19)『塵海』にみられる。
 - (25) 『田辺町近世近代資料集』（昭和62年刊）607-624ページ。拙稿「南山城の近世・近代—民衆史の視点—」、『京都地域研究』5号、1989年12月。
 - (26) 前掲、原田久美子、注(12)(17)論文参照。
 - (27) 『京都府百年の年表』五 教育編、86ページ。
 - (28) 中学校費は注(20)のように明治15年度は東西本願寺よりの寄附金を中心に維持されたが、明治16、17、18、19年度は区部地方税支弁となった。郡部3中学校は、明治17、18、19年度は郡部地方税で維持された（17年度12,000円—各校4,000円、18年度7,981円69銭—三山木中学校費2,721円23銭、亀岡同2,579円33銭、宮津同2,681円64銭—、19年度7,564円70銭）。3中学校廃止により、明治20年度は区郡合一、府費で京都中学校費が支出された（前掲『京都府会沿革志』）。

